

群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例

平成十六年六月十六日条例第四十七号

改正

平成三〇年一〇月一九日条例第七五号

令和 二年 三月二七日条例第二八号

(目的)

第一条 この条例は、農地等における肥料等の不当な大量投与の防止を図るため、肥料等の施用等に関して必要な事項を定め、もって農地等の保全及び永続的な利用並びに農地等の周辺環境の保全（以下「農地等の保全等」という。）を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「肥料等」とは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する肥料、地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第十一条第一項に規定する土壌改良資材その他植物の栽培に資するため土地又は植物に施される物をいう。ただし、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬を除く。

2 この条例において「農地等」とは、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地、耕作の目的に供しようとする土地並びに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。

3 この条例において「施用者」とは、農地等における肥料等の施用又は保管（以下「施用等」という。）を自ら行い、又は他の者に行わせる者をいう。ただし、国、地方公共団体その他規則で定める者を除く。

4 この条例において「販売者」とは、肥料等の販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）を行う者をいう。

(県の責務)

第三条 県は、農地等の保全等を確保するため、農地等における肥料等の施用等に関し必要な措置を講じなければならない。

(施用者の責務)

第四条 施用者は、農地等の保全等を確保するため、農地等に肥料等の施用等を行う場合には、

その適正な施用等に努めなければならない。

(販売者の責務)

第五条 販売者は、農地等の保全等を確保するため、肥料等の販売に当たっては、当該肥料等の適正な施用等がなされるよう配慮に努めなければならない。

(届出)

第六条 施用者は、農地等に規則で定める量を超える量の肥料等の施用等（保管期間（施用者の変更がある場合においては、当該変更前の保管期間と当該変更後の保管期間とを合算した期間）が継続して一年に満たない保管を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）を行おうとするときは、規則で定めるところにより、その施用等を開始する三十日前までに、当該肥料等の施用等に関する計画（以下「施用計画」という。）を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規則で定める量を定めるに当たっては、学識経験を有する者等の意見を適切に反映するよう努めなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、施用計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。この場合において、施用者の変更があるときは、当該変更後の施用者を届出者とみなす。

(指導)

第七条 知事は、前条第一項又は第三項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る施用計画の実施により農地等の保全等が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該届出者に対し、当該届出に係る肥料等の施用等の方法若しくは施用量及び保管量（以下「施用量等」という。）の変更又は施用計画の中止を指導することができる。

2 知事は、肥料等の施用等により農地等の保全等が損なわれているとき又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該施用者に対し、肥料等の施用等の方法又は施用量等の変更、肥料等の施用等の中止、原状回復その他当該農地等の保全等が図られる措置の実施を指導することができる。

(勧告)

第八条 知事は、前条の規定による指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うに際し、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

3 知事は、第一項の規定による勧告を行ったときは、関係市町村長にその旨を通知するものとする。

(公表)

第九条 知事は、前条第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その公表の理由を前条第一項の規定による勧告を受けた者に通知し、その者が意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(報告及び検査)

第十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、届出者、施用者若しくは販売者に対し、肥料等の施用等に関し報告を求め、又はその職員に、届出者、施用者若しくは販売者の事業場、倉庫、ほ場その他肥料等の施用等に関係がある場所に立ち入り、肥料等、業務若しくは肥料等の施用等の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは肥料等を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十二条 第六条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年十月一日から施行する。

(現に保管を行っている者の届出)

2 この条例の施行の際現に行われ、かつ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から一年以上継続して行う保管について第六条第一項の規定により届出をなすべき場合に該当する場合においては、同項の規定により届出をしなければならない。この場合において、

第六条第一項中「その施用等を開始する三十日前まで」とあるのは、「この条例の施行後三十日以内」と読み替えるものとする。

(施行日から平成十六年十一月三十日までの間に新たに施用等を行う者の届出)

- 3 施行日から平成十六年十一月三十日までの間に新たに行う施用等について第六条第一項の規定によりなすべき届出については、同項中「その施用等を開始する三十日前まで」とあるのは、「この条例の施行後三十日以内」と読み替えるものとする。

附 則 (平成三十年十月十九日条例第七十五号)

この条例は、農薬取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十三号)の施行の日又はこの条例の公布の日のか遅い日から施行する。

附 則 (令和二年三月二十七日条例第二十八号)

この条例は、肥料いずれ取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。